

市からの 連絡帳

届け出・年金

マイナンバーカード申請受付出張窓口

マイナンバーカードの交付申請のための出張窓口を開設し、申請のお手伝いをします。マイナンバーカードの申請がまだお済みでない方、カードを作りたいが申請方法がよく分からないという方は、この機会をぜひご利用ください。

日程	場所
11月 6日(水)	下保谷福祉会館
7日(木)	西原総合教育施設
12日(火)	田無総合福祉センター
13日(水)	住吉会館ルピナス
14日(木)	柳沢公民館

午前10時～正午・午後1時30分～4時
持●通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)

●顔写真(縦4.5cm×横3.5cm・無背景・最近6カ月以内に撮影されたもの)
※顔写真撮影サービスをご利用の場合は不要

●本人確認書類AまたはB(現情報と一致のもの)

A(1点):運転免許証・旅券・在留カードなど官公署発行の顔写真付き

B(2点):健康保険証・年金手帳・介護保険証など官公署発行の顔写真無し

※Bのうち2点目は、社員証・学生証・診察券など、氏名と住所または氏名と生年月日が記載されたものでも可

●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
※完成したマイナンバーカードを郵送にて自宅受け取りを希望する方は、必要書類が異なりますので事前にお問い合わせください。

問 西東京市マイナンバー専用ダイヤル ☎042-460-9845

▶市民課 ☎042-460-9820

☎042-438-4020

おすすめします 国の「中退共制度」掛金の一部を補助します

中小企業退職金共済制度は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

□制度の特色 ●国の制度なので安心

●掛金は全額非課税で有利

●外部積立型なので管理が簡単[※]

申 所定の申込書に記入・押印のうえ、金融機関へ提出

問 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234

◆市の助成

□要件 ●市内に事業所(事務所)を有する中小企業者

●勤労者退職金共済機構(国)が実施する中小企業退職金共済事業による退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付していること[※]

□助成金 該当する従業員の掛金に対し、加入時から36カ月を限度に1人当たり月額500円を補助(1カ月の掛金が2,000円の場合は月額300円)

※市の助成制度の申し込みは毎年2月です(募集時期に市報で再度ご案内予定)。

▶産業振興課 ☎042-438-4041

生産緑地地区変更案の公告・縦覧

市内在住者・利害関係者は、期間中(必着)に意見書を提出できます。

□縦覧期間 10月15日(火)～29日(火)

場 都市計画課(保谷庁舎5階)

□意見書 住所・氏名・地区との関係を明記し、下記まで郵送・ファクス・メールまたは持参

▶都市計画課 ☎042-438-4050・FAX042-438-2022・✉toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

年金受給者の「扶養親族等申告書」は期限までにご提出を

日本年金機構より「令和2年分扶養親族等申告書」が、9月18日から順次送付されています。10月31日(木)までにご提出ください。提出を忘れると、各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

対 老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方

●65歳未満:年金額108万円以上

●65歳以上:年金額158万円以上

※提出不要な方もいます。

※年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

問 ●扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル ☎0570-081-240(ナビダイヤル)

※050から始まる電話からは ☎03-6837-9932

●武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411(ナビダイヤル)

▶保険年金課 ☎042-460-9825

子育て

ひとり親家庭等医療費助成制度現況届

現在 〇医療証をお持ちの方に、来年1月1日以降の 〇医療証の交付を受けるために必要な「現況届」のご案内を送付します。現況届の提出がないと、来年1月1日以降の医療費助成を受けることができませんので、必ず提出してください。

□提出期限 11月8日(金)

□必要書類

● 〇ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書(現況届)

● 受給者本人と対象児童の健康保険証の写し

※そのほか、該当者のみ提出が必要な書類があります。同封の案内を必ずご確認ください。

□医療証の交付

現況届の審査の結果、対象となる方は、12月末までに 〇医療証を郵送します。対象とならない方にはその旨通知します。本制度の対象となる方で 〇医療証をお持ちでない場合は、申請が必要です。下記までお問い合わせください。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

福祉

新高額障害福祉サービス費を支給

65歳を迎えた方が、以下の条件を全て満たす場合、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担額を「新高額障害福祉サービス費」として支給します。

□対象となる条件

●「介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(※1)」に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方(5年間の間に本市へ転入された方も対象となります。詳細は、下記へお問い合わせください)

●「障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(※2)」を利用する方

●障害支援区分2以上であった方

●市町村民税非課税の方または生活保護世帯の方

●65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

※1 居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所

※2 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型通所介護・小規

模多機能型居宅介護
▶障害福祉課 ☎042-438-4033

暮らし

ブロック塀等の耐震診断・除却などの費用の一部を助成

市では、通学路に面するブロック塀等の倒壊による人的被害を防ぐため、ブロック塀等の耐震診断・除却などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

□対象ブロック塀 市内各小学校が定める通学路に面し倒壊の危険性があると判断されたもの

□期間 10月1日～令和3年3月31日

□助成額 費用の3分の2(8万円/㎡)[※]

※助成金額は1,000円未満を切り捨て

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。

※助成金については、各年度の予算の範囲内となります。

▶住宅課 ☎042-438-4052

あなたの建物、違反建築になっていませんか? 10月15日～21日 違反建築防止週間

新築時は適法でも、その後の改修や用途の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要でも法の基準は守らなくてはなりません。

また、カーポートや物置(建築物とみなさない小規模なものを除く)などは建築基準法では建築物として定義されていますので、建築基準法に基づいて計画や工事をする必要があります。

手続き違反(建築基準法第6条)や建ぺい率(建築基準法第53条)を超過した場合は、「違反建築物」となり撤去してもらう場合もあります。簡易的な工事であっても、自己判断せずに建築士や下記までご相談するなど、違反建築物にならないように十分注意してください。

▶建築指導課 ☎042-438-4019

市政

教育委員会事務事業の点検・評価報告

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、平成30年度における主な施策である29項目について、点検・評価を行い、報告書を作成しました。

令和2年度 保育園など入園募集

令和2年4月から保育園などに入園・転園を希望する方は利用申し込みが必要です。

□必要書類

●教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

●確認票・児童状況調査票

●保護者および同居者が保育できない状況を証明する書類(就労証明書・給与明細の写し・診断書・在学証明書[※])

※状況によって必要書類が異なります。詳細は、保育課へお問い合わせください。

●令和元年度住民税課税・非課税証明書(1月2日以降に本市に転入した方またはこれから転入予定の方[※])

●転入誓約書と転入した時の住所が分

かる書類(物件の賃貸契約書または売買契約書の写し[※]。市外在住で令和2年3月31日までに本市に転入予定の方[※])

●返信用封筒1枚(84円切手貼付。郵送提出で受付確認控えが必要な方[※])

※申請書や証明書などの書式は、保育課、公立・私立保育園、保谷庁舎受付・市 〇で配布

申 11月18日(月)(消印有効)午後7時までに、右表「受付場所」へ持参または ☎188-8666市役所保育課へ郵送

□注意事項

●申込締切までに生まれていない子どもも申込締切までに申し込みしてください。

●保育園での受付・問い合わせ不可

●必要書類が不足している場合は申込受付不可

●締切後(11月19日以降)の申し込みは2次募集以降の取り扱いとなります。

●市外の保育施設を利用したい場合は、施設のある市区町村によって手続き方法・日程が異なりますので、必ず所在地の市区町村にご確認ください。

●市外在住の方は、在住の市区町村と本市の保育課へお問い合わせください。

※令和2年3月31日までに転入予定がない場合は、0～3歳児クラスの利

用申し込みは受付不可

□利用申し込みが必要な施設(10月15日時点)

今後追加・変更・取消になる場合[※]についてなど、詳細は市 〇(右記QRコード[※])をご覧ください。

※認証保育所・企業主導型保育事業・定期的利用保育事業の申し込みは直接施設(事業者)へお問い合わせください。

▶保育課 ☎042-460-9842



利用申込対象者	受付場所	受付期間	受付時間
令和2年2月4日までに生まれた子ども ※出生予定も可	保育課(田無庁舎1階)	11月6日(水)～18日(月)	平日:午前8時30分～午後7時 (土):午前9時～午後5時
	保谷庁舎特設窓口(1階予定)	11月11日(月)～16日(土)	平日・(土):午前9時～午後4時30分